

[事案 25-100] 高度障害保険金支払請求

・平成 26 年 1 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

高度障害保険金の支払いを請求したが、高度障害状態に該当しないとして支払われなかったことを理由に、申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 22 年 1 月に契約した生存給付保険について、同年 4 月に被保険者が脳梗塞を発症して失語症などの障害を負ったことから、高度障害保険金を請求したが、高度障害状態に該当しないとして支払われなかった。

以下の理由により、被保険者は高度障害状態に該当するので、高度障害保険金を支払ってほしい。

- (1) 被保険者は「伝えたい言葉が言えない」「人の言葉も理解できない」等の状態が続いており、言葉の聞き取り、伝達のため常に介助する者が必要であり、「言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの」に該当する。
- (2) 医師の回答は、「脳梗塞で重度の障害が残り、症状固定は明らかな状態である」であるのに、少しでも言葉を発し、少しでも言葉の意味が理解できたら高度障害に該当しないというのは疑問である。

<保険会社の主張>

被保険者の障害状態（失語）は、現状において重度であるものの、契約者の失語の状態は「言語の機能を全く永久に失ったもの」と評価することはできず、本契約の約款に定める高度障害状態には該当しないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 高度障害保険金の支払事由について

本件においては、被保険者の状態が、本契約の約款記載の高度障害保険金の支払対象となる高度障害状態「言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの」のうち、「脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合」に該当するか否かが問題となる。

2. 契約者の高度障害状態の該当性について

以下の理由により、被保険者が高度障害状態（言語の機能を全く永久に失ったもの）に該当すると認めることはできない。

- (1) 被保険者が、脳梗塞を発症した平成 22 年 4 月から入院した病院 A の医師の意見書では、同年 6 月の病院 A 退院時の症状として、次のとおり記載されている。
 - ① 話を聞く点の理解度について、理解は不十分であり、一部介助が必要。
 - ② 発語が少なく意思伝達は困難だったと思われる。
 - ③ 「はい」「いいえ」「暑い」「寒い」「痛い」等の言葉は、正確に言える状態であった。

- ④退院時、重症ではあったが簡単な受け答えは可となり、完全失語とは言えない。
- (2)次の理由により、被保険者が平成22年6月から11月まで入院していた病院Bの医師作成の障害診断書の記載を踏まえると、同医師の「言語機能のそう失」との判断は必ずしも客観的なものではないと考えられる。
- ①「言語機能の著しい障害」に該当すると診断した同年3月から、「言語機能のそう失」に該当すると診断した同年7月までの間に、被保険者に症状の悪化があったわけではないと記載されている。
- ②3月の診断と7月の診断が相違する理由として、「著しい障害も大変重いと考えていたが、これでは十分な対応がなされないため」と記載されている。
- (3)以上のとおり、被保険者の言語機能には著しい障害があることは認められるものの、平易な単語による受け答えは不十分ながらもできている状態であると認められ、「音声言語による意思の疎通が不可能となる」状態にいたったとまで認定することは困難である。